

# 兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第43号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県漁港管理規則等の一部を改正する規則（水産漁港課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県漁港管理規則等の一部を改正する規則（規則第26号）

漁港漁場整備法の一部改正により、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、漁港管理者の認定を受けることができるものとされ、当該認定を受けた計画に従ってする漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の占用等については、漁港管理者の許可を要しないものとされること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県漁港管理規則
- 2 兵庫県立自然公園条例施行規則
- 3 環境の保全と創造に関する条例施行規則

## 規 則

兵庫県漁港管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第26号

#### 兵庫県漁港管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県漁港管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県漁港管理規則（昭和38年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第3条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 法第43条第4項に規定する認定計画実施者が法第44条第1項に規定する認定計画（法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は同条第4項第2号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従ってする行為について、当該行為を開始し、完了し、中止し、又は廃止したときも、前項と同様とする。

(兵庫県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表1の項行為の欄10及び33中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第12 1の款(3)の項キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

別表第13 1の項行為の欄2(1)オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同欄2(1)カ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表4の項行為の欄2(2)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同表7の項行為の欄1及び8の項行為の欄4中「漁港漁場整備法」を「漁港及び

漁場の整備等に関する法律」に改め、同表9の項行為の欄2(1)イ及び10の項行為の欄2(2)エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同欄2(2)オ及び(8)イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表11の項行為の欄2(1)オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。